

「グループ保険＆遺族附加年金事業」説明希望連絡票



〈個別に説明を希望される方は、下記番号へFAXしてください。〉

連絡票の提出締切日

令和4年8月8日(月)

※上記の締切日にかかわらず早めのご提出をお願いします。

氏名、連絡先等を
ご記入ください。

まずはお電話させていただきます。

氏名		フリガナ
職員番号		
所属名		
連絡先		— —
連絡する時間帯		____ : ____ ~ ____ : ____ を希望

FAX提出先 FAX : (096) 325-7762 明治安田生命保険相互会社

【個人情報のお取扱いについて】

本説明希望連絡票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、鹿児島県職員生活協同組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】

本説明希望連絡票に記載の個人情報については、鹿児島県職員生活協同組合および同組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。
生命保険会社の事務幹事会社（明治安田生命保険相互会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp>）をご参照ください。

鹿児島県職員生活協同組合

・本保険の加入案内

生命保険会社

・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い

・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

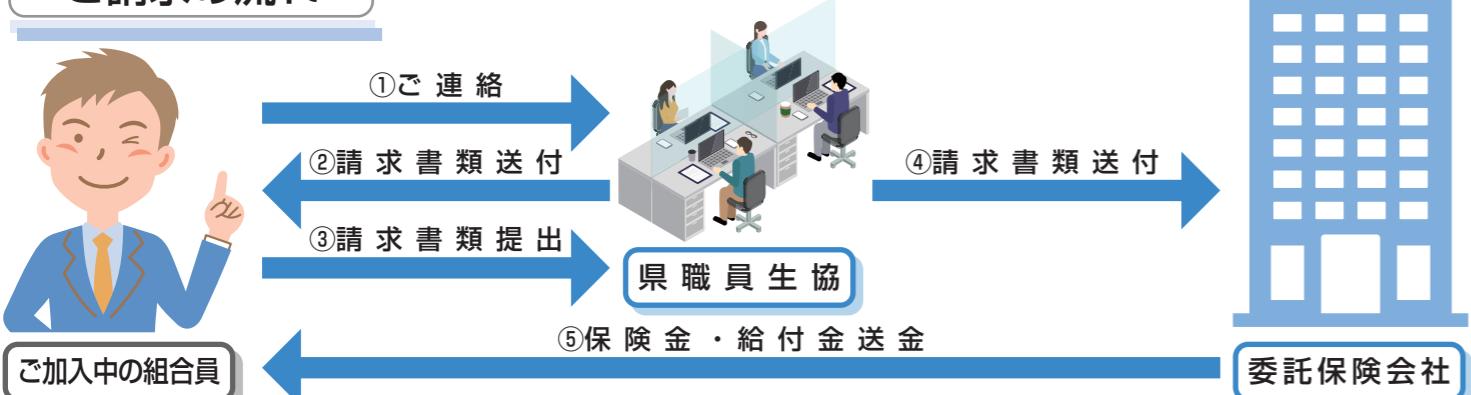
・その他保険に関連・付随する業務

ご請求について

●ご請求の際は、鹿児島県職員生活協同組合へお電話ください。その後、請求書類を送付させていただきます。

鹿児島県職員生活協同組合
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁内）
県職員生協 総務部 TEL 県庁内線5834・直通099-286-5451

ご請求の流れ



制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-22-団-005443 MY-A-22-団-005444 MY-A-22-企-005445 MY-A-22-医-005446 MY-A-22-特疾-005447
MYG-A-22-訴-304 MYG-A-22-L-305 MYLP-パ-22-健サ-002

加入ガイドブック

グループ保険 & 遺族附加年金事業

令和3年1月更新時より、特定疾病サポート制度に
健康サポート・キャッシュバック特約が
導入されています!!

制度一覧と加入資格 P.1~3

健康サポート・
キャッシュバック P.4

グループ保険 &
遺族附加年金事業 P.5~10

特定疾病サポート制度
(健康情報活用型) P.11~12

医療サポート制度 P.13

所得サポート制度 P.14

賠償サポート制度 P.15

各制度の退職後
のお取扱いについて P.16

みんなの
MYポータル P.18

責任開始期(加入日)

令和5年1月1日

申込締切日

令和4年8月16日(火)

パンフレットはこちらの
「みんなのMYポータル」から
ご参照ください



団体共通ID : a0000186 パスワード : ecpr8962
掲載先アドレス : <https://be4.meijiyasuda.co.jp/>

○閲覧可能期間

令和4年7月26日(火)～令和5年12月31日(日)

○印刷物でのパンフレットが必要な場合のお問い合わせ先

鹿児島県職員生活協同組合 県職員生協 総務部
TEL (099-286-5451)

※申込時には、詳細パンフレットをご覧ください。契約概要・注意喚起情報を読みいただき、保障内容・
保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
また、新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。
記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。



今年度の制度改定

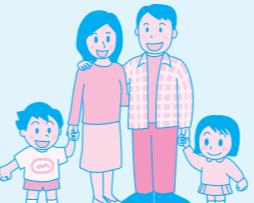
医療サポート制度に
新コース
10,000円コースが
導入されました!



県職員生協は組合員の健康増進に取り組むことで
『健康かごしま21』を応援しています。

鹿児島県職員生活協同組合

制度一覧と加入資格

特徴		退職後の取扱い	加入資格	
グループ保険	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡・高度障害の場合、生活を立て直すための資金もしくは子どもの教育資金として、保険金を一時金または年金としてお支払いします。 ●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金として還付されます。 ●不慮の事故による入院(5日以上)の際に入院給付金が初日から給付されます。 	 <ul style="list-style-type: none"> ●退職後も75歳まで現職中と同内容でご継続することができます。 <p>※詳細についてはP16を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満14歳6ヶ月を超える方。継続は、満75歳6ヶ月までの方。 ●本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方。継続は、満75歳6ヶ月までの方。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。 ●本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方。 	
遺族附加年金事業	<ul style="list-style-type: none"> ●公的遺族年金の補完を目的として、死亡・高度障害の場合、年金給付が行われ、残されたご家族の生活を長期間にわたりサポートします。 ●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金として還付されます。 	 <p>(必要生活費) - (公的遺族年金) = 不足する生活費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後も75歳まで現職中と同内容でご継続することができます。 <p>※詳細についてはP16を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満14歳6ヶ月を超える方。継続は、満75歳6ヶ月までの方。 ●本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方。継続は、満75歳6ヶ月までの方。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。
健活	<ul style="list-style-type: none"> ●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、現職中と同内容でご継続することができます。 ●また特約を付加することにより7大疾病および上皮内新生物を保障します。 ※特定疾病サポート制度へのご加入には、グループ保険または遺族附加年金事業へのご加入が必要です。 ●健康診断結果によって^(※1) 最大1カ月分の保険料をキャッシュバック!^(※2) (※1) 健康診断結果データの提出に同意し、提出いただいた方に限ります (※2) 健康診断結果に応じた「ランク」でキャッシュバックの対象となるのは本人のみです。配偶者は対象外です。 キャッシュバックがないランクもあります。 ●リビング・ニーズ特約 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。 	 <p>急性心筋梗塞 脳卒中</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後も69歳まで現職中と同内容でご継続することができます。 <p>※詳細についてはP16を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ保険または遺族附加年金事業に加入の鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満15歳6ヶ月を超える方。 ●本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方。継続は、満69歳6ヶ月までの方。(配偶者だけの加入はできません)ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。 <p>※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。 本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。 ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。</p>
特定疾病サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガによる入院や手術を保障! ●入院給付金は継続した2日以上の入院から! ●手術給付金は何回でもお支払い! ●1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合には配当金を還付! ●新型コロナウイルス感染症で入院した場合、入院給付金等のお支払い対象となります。 ●医療機関の事情によって入院ができず、臨時施設等または自宅で療養した期間については、 ●関・自治体・保健所等の証明(入院措置が必要であった旨の証明)をもって、入院給付金等 扱いを実施しております。 	 <p>医師または医療機の対象とする特別</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●退職後も69歳まで現職中と同内容でご継続することができます。 <p>※詳細についてはP16を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ保険または遺族附加年金事業に加入の鹿児島県職員生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満15歳6ヶ月を超える方。 ●本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満18歳以上、満65歳6ヶ月までの方。継続は、満69歳6ヶ月までの方。(配偶者だけの加入はできません)ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。 <p>※本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在、満22歳6ヶ月までの方。</p>
オプション制度	<ul style="list-style-type: none"> ●病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、保険金をお支払いします。 ●新型コロナウイルス感染症により就業不能状態となられた場合も補償対象となります。 	 <p>●退職後の取扱いはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ保険または遺族附加年金事業に加入の生協組合員で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満15歳以上満64歳以下の方。 	
賠償サポート制度	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車で通行人にケガをさせてしまった等の日常生活における賠償責任に対応(※仕事上の公務に起因してなされた「住民訴訟」「民事訴訟」にも対応し、個人が負担する争訟費用、個人が負担する損害賠償金の補償を確保 	<p>事故を除く) 敗訴した場合に職</p> <p>●退職後の取扱いはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿児島県職員生活協同組合の組合員で、令和5年1月1日現在満14歳6ヶ月を超える方。 なお、市町村長、議会の議長、議員の方および地方公務員でない方は、ご加入いただけません。 また、以下の職業または職務に該当する方も、ご加入いただけません。 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獸取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。 	
健康づくりサポート	<p>健康への気づき まずは行動 更なる進歩</p> <p>季刊誌「健康情報」 ヘルシーファミリー俱乐部 WELBOX(ウェルボックス) CLUB FUJITA 加入者専用サイト「ガイドスク」</p> <p>制度運営費 月額200円</p>	<p>※「健康づくりサポート」は明治安田生命保険相互会社が提供するサービスです。 (事務委託先: 明治安田ライフプランセンター(株))</p> <p>※健康づくりサポートへのご加入には、遺族附加年金事業へのご加入が必要です。</p> <p>●退職後の取扱いはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族附加年金事業に加入の生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年1月1日現在満15歳6ヶ月を超える方。 	

制度一覧と加入資格

告知内容

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
〈グループ保険・遺族附加年金事業・特定疾病サポート制度・医療サポート制度・所得サポート制度〉

本人

【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・ごこちも

【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

〈グループ保険・遺族附加年金事業〉
本人・配偶者・子ども共通

【過去12ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

〈特定疾病サポート制度〉

本人・配偶者共通

【過去3ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかつた場合は該当しません。

別 表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

告知の対象とならない事項

◆医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用 ◆歯科医師による虫歯の治療 ◆手術により完治した急性虫垂炎 ◆完治後のかぜ ◆色覚異常 ◆現在治療をうけていない花粉症・水虫 ◆妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

〈医療サポート制度・所得サポート制度〉

本人・配偶者・子ども共通

【過去3ヶ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヶ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかつた場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかつた場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

健康サポート・キャッシュバック特約について



県職員生協は組合員の健康増進に取り組むことで『健康かごしま21』を応援しています。

グループ保険&遺族附加年金事業では、健康診断結果を活用し、みなさま(組合員)の健康増進をサポートする仕組みを始めました!



健康に興味がある方も
そうでない方も始めてみませんか。
はじめの一歩が大切です!

若い方もぜひ今のうちに読んでみてください!



特定疾病サポート制度に加入していると…

Step 1

健康を「知る」

あなたの健康診断結果をわかりやすい健活レポートとして届けます。

健康状態・
健診結果
履歴



健康リスク
チェック



Step 2

健康を「つくる」

あなたの健康診断結果に応じたアドバイスを見ることができます。

健康診断
結果に応じた
アドバイス



Step 3

健康を「続ける」

健康診断結果に応じたキャッシュバック(CB)があります。

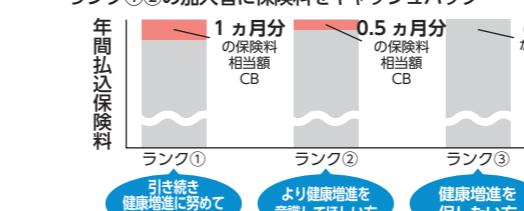
ランク
判定

健康診断結果数値に基づき各項目をA~Dに区分

A~Dの区分と年齢・性別ごとに定めたポイントを付与

合計ポイントに応じてランク①~③を判定(ランク①が上位)

ランク①②の加入者に保険料をキャッシュバック



最大1カ月分の保険料がキャッシュバック

健康診断結果の数値をポイント化してランク判定します

! ランク判定は健康診断結果を使用します

ご注意下さい

1. 特定疾病サポート制度だけに加入することはできません。(グループ保険または遺族附加年金事業に加入することが条件となります)

2. キャッシュバックの対象となるのは、特定疾病サポート制度で加入者でかつ健康診断結果データの提出に同意していただいた方に限ります。

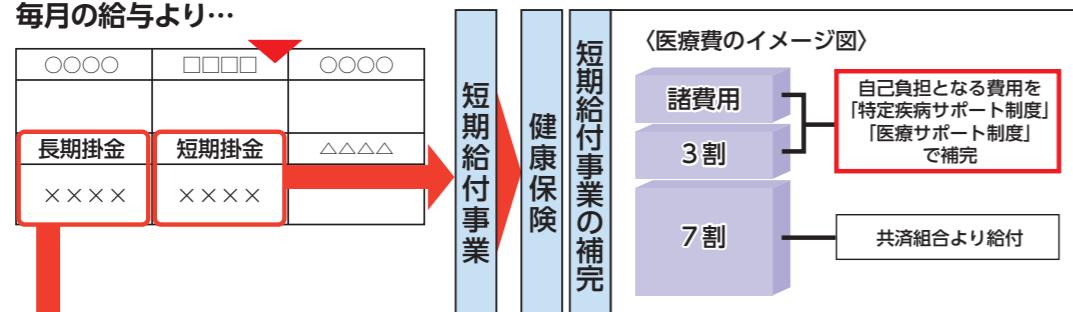
3. 組合員本人が退職した場合は、キャッシュバックの対象外となります。

*所定の申込書にて同意いただいた方は、県職員生協が法令に基づき提供を受けた健康診断結果を、一括して引受保険会社に提供します。
また、データについては、健活レポートと保険料キャッシュバックのランク判定にのみ使用します。

グループ保険&遺族附加年金事業について

趣旨

毎月の給与より…



年齢(歳)	必要生活費 (万円)	公的遺族年金 (万円)	(月額)	
			在職中	万一の場合(死亡)
18~25	約 11.6	約 2.8	約 8.8	
26~30	約 14.3	約 3.2	約 11.1	
31~35	約 23.4	約 10.9	約 12.5	
36~40	約 29.7	約 14.0	約 15.7	
41~45	約 33.6	約 14.5	約 19.1	
46~50	約 36.0	約 15.6	約 20.4	
51~55	約 37.7	約 13.0	約 24.7	
56~60	約 26.8	約 12.9	約 13.9	

出典元：総務省「令和2年度地方公務員給与の実態」に基づく引受生命保険会社計算。
実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

給付イメージ

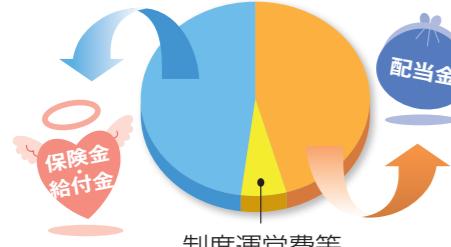
万一の場合、生活復興資金としての一時金給付（グループ保険）と生活維持資金としての年金給付（遺族附加年金事業）により、その後の生活に必要な生活費を補います。

(例) 死亡保険金受取人 こども(3人)で1,800万円コース加入の場合



仕組み

1年に集まった掛金



「助け合い」の制度です。

※グループ保険、遺族附加年金事業は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
※特定疾病サポート制度に配当金はありません。

令和3年度配当実績	
グループ保険	約36.7%
遺族附加年金事業	約27.5%

※上記配当率は、今後変動することがありますので記載の配当額は将来のお支払いを約束するものではありません。なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当額は現時点では確定していません。

グループ保険について

お子さまがいる方は
ご確認ください

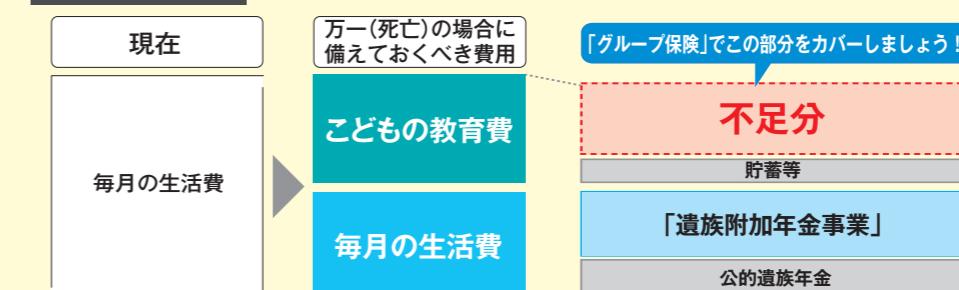
教育費の準備は できていますか？

グループ保険を
見直しましょう！

こんな受取方法が
おすすめです！



万一(死亡)のとき



必要教育費 【幼稚園から大学卒業までの学校教育費】

	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	大学(4年間)	教育費の累計金額
公立	約60万円	約144万円	約73万円	約129万円	約537万円	約943万円
私立	約144万円	約750万円	約356万円	約269万円	約704万円	約2,223万円

※高校は全日制
※大学の公立は国公立(自宅)、私立は私立文系(自宅)
※教育費総額は、補助学習費を含めていません(学校外活動費:学習塾や家庭教師、習い事等)

※高校・大学は入学金を含みます
出典:文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成



グループ保険はお子さま1人あたり 600万円でご準備いただくのがおすすめです！

受取イメージ

死亡保険金受取人をこどもに設定→こどもの人数にあわせて全員均等の金額でお取りいただけます。

①お子さまが2名の場合
推奨コース:1,200万円

14歳	一時金 600万円	or	年金受取年額 約76.8万円×8年	受取総額 約614万円
9歳	一時金 600万円	or	年金受取年額 約48.4万円×13年	受取総額 約630万円

(年金原資1,200万円(死亡・高度障害保険金)を年金形式で受取)

②お子さまが3名の場合
推奨コース:1,800万円

14歳	一時金 600万円	or	年金受取年額 約76.8万円×8年	受取総額 約614万円
9歳	一時金 600万円	or	年金受取年額 約48.4万円×13年	受取総額 約630万円
4歳	一時金 600万円	or	年金受取年額 約37.8万円×17年	受取総額 約642万円

(年金原資1,800万円(死亡・高度障害保険金)を年金形式で受取)

グループ保険

保障内容と月払掛金(概算)

加入対象区分	申込保険金額 一般の死亡・高度障害 (年金原資)【死亡・高度障害保険金】	不慮の事故を原因として事故の日から180日以内の				保険年齢	15歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳	66歳～69歳
		死亡・特定感染症による死亡 【死亡保険金+災害保険金】	高度障害 【高度障害保険金+障害給付金(給付割合表第1級)】	身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】	5日以上の入院(120日限度) 【入院給付金】※1日につき									
		生年月日	S.62.7.2～H.20.7.1	S.57.7.2～S.62.7.1	S.52.7.2～S.57.7.1	S.47.7.2～S.52.7.1	S.42.7.2～S.47.7.1	S.37.7.2～S.42.7.1	S.32.7.2～S.37.7.1	S.28.7.2～S.32.7.1				
本人	3,000 万円	3,600 万円	3,600 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	4,050 円	4,830 円	6,120 円	8,250 円	11,460 円	16,020 円	23,880 円	34,830 円
						女性	3,030	4,260	4,950	6,510	8,370	10,290	13,260	17,460
	2,400 万円	3,000 万円	3,000 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	3,420	4,044	5,076	6,780	9,348	12,996	19,284	28,044
						女性	2,604	3,588	4,140	5,388	6,876	8,412	10,788	14,148
	1,800 万円	2,400 万円	2,400 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	2,790	3,258	4,032	5,310	7,236	9,972	14,688	21,258
						女性	2,178	2,916	3,330	4,266	5,382	6,534	8,316	10,836
	1,200 万円	1,800 万円	1,800 万円	420 万円～60 万円	9,000 円	男性	2,160	2,472	2,988	3,840	5,124	6,948	10,092	14,472
						女性	1,752	2,244	2,520	3,144	3,888	4,656	5,844	7,524
配偶者	600 万円	900 万円	900 万円	210 万円～30 万円	4,500 円	男性	1,080	1,236	1,494	1,920	2,562	3,474	5,046	7,236
						女性	876	1,122	1,260	1,572	1,944	2,328	2,922	3,762
	300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男性	540	618	747	960	1,281	1,737	2,523	3,618
						女性	438	561	630	786	972	1,164	1,461	1,881
	200 万円	300 万円	300 万円	70 万円～10 万円	1,500 円	男性	360	412	498	640	854	1,158	1,682	2,412
						女性	292	374	420	524	648	776	974	1,254
	100 万円	150 万円	150 万円	35 万円～5 万円	750 円	男性	180	206	249	320	427	579	841	1,206
						女性	146	187	210	262	324	388	487	627
こども	800 万円	1,200 万円	1,200 万円	280 万円～40 万円	6,000 円	男性	1,440	1,648	1,992	2,560	3,416	4,632	6,728	9,648
						女性	1,168	1,496	1,680	2,096	2,592	3,104	3,896	5,016
	600 万円	900 万円	900 万円	210 万円～30 万円	4,500 円	男性	1,080	1,236	1,494	1,920	2,562	3,474	5,046	7,236
						女性	876	1,122	1,260	1,572	1,944	2,328	2,922	3,762
こども	300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男性	540	618	747	960	1,281	1,737	2,523	3,618
						女性	438	561	630	786	972	1,164	1,461	1,881
	100 万円	150 万円	150 万円	35 万円～5 万円	750 円	男性	180	206	249	320	427	579	841	1,206
						女性	146	187	210	262	324	388	487	627
こども	400 万円	600 万円	600 万円	140 万円～20 万円	3,000 円	男女共通	保険年齢3～22歳 (H12.7.2～R2.7.1生) 一律 580円							
	300 万円	450 万円	450 万円	105 万円～15 万円	2,250 円	男女共通	保険年齢3～22歳 (H12.7.2～R2.7.1生) 一律 435円							

ご注意

- 記載の掛け金は概算掛け金であって正規掛け金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和5年1月1日現在満39歳6ヵ月を超える40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わると、掛け金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させることは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- グループ保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。特定疾病サポート制度、健康新規サポート、賠償サポート制度には配当金はありません。
- グループ保険を退職後も団体扱いで継続する場合、本人は1,200万円以下でのお取扱いになります。
- ※パンフレットは、P.18に記載の方法で「みんなのMYポータル」上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受け保険会社までお問い合わせください。
- ※保険年齢70～75歳の保険料は、みんなのMYポータルよりパンフレットをご確認ください。

遺族附加年金事業

保障内容と掛金(概算)

死亡・高度障害のとき 【加入対象区分：本人・配偶者】

U1コース(本人) 月払いのみはUコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資 貯蓄額	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資 貯蓄額	男性	女性	男性	女性
										年	約 万円	約 万円	万円
15~35	S.62.7.2 ~H.20.7.1	25	9.5	2,878	2,587	25	19.2	963	866	2,247	1,549	4,226	2,849
36~40	S.57.7.2 ~S.62.7.1	20	11.7	2,809	2,587	20	19.2	771	710	2,790	2,428	4,345	3,756
41~45	S.52.7.2 ~S.57.7.1	17	12.0	2,448	2,286	17	19.5	666	622	3,278	2,546	5,082	3,912
46~50	S.47.7.2 ~S.52.7.1	12	12.5	1,800	1,723	12	19.6	470	450	3,563	2,753	5,319	4,077
51~55	S.42.7.2 ~S.47.7.1	8	13.0	1,248	1,218	8	19.8	317	310	3,815	2,719	5,558	3,918
56~60	S.37.7.2 ~S.42.7.1	6	13.0	936	923	6	19.8	238	235	4,364	2,721	6,385	3,925
61~65	S.32.7.2 ~S.37.7.1	6	13.0	936	923	6	19.8	238	235	6,746	3,644	9,950	5,306
66~69	S.28.7.2 ~S.32.7.1	6	13.0	936	923	6	19.8	238	235	9,939	4,872	14,730	7,144

S1コース(本人) 月払いのみはSコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資 貯蓄額	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資 貯蓄額	男性	女性	男性	女性
										年	約 万円	約 万円	万円
15~35	S.62.7.2 ~H.20.7.1	20	9.5	2,302	2,120	20	19.2	771	710	1,860	1,287	3,465	2,336
36~40	S.57.7.2 ~S.62.7.1	20	9.5	2,302	2,120	20	19.2	771	710	2,305	2,008	4,345	3,756
41~45	S.52.7.2 ~S.57.7.1	17	9.6	1,970	1,840	17	19.5	664	620	2,658	2,069	5,065	3,900
46~50	S.47.7.2 ~S.52.7.1	12	9.7	1,411	1,350	12	19.6	470	450	2,814	2,179	5,319	4,077
51~55	S.42.7.2 ~S.47.7.1	8	9.9	953	930	8	19.8	317	310	2,937	2,100	5,558	3,918
56~60	S.37.7.2 ~S.42.7.1	6	10.0	720	710	6	19.8	238	235	3,380	2,116	6,385	3,925
61~65	S.32.7.2 ~S.37.7.1	6	10.0	720	710	6	19.8	238	235	5,212	2,826	9,950	5,306
66~69	S.28.7.2 ~S.32.7.1	6	10.0	720	710	6	19.8	238	235	7,669	3,771	14,730	7,144

A1コース(本人) 月払いのみはAコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛金(概算)		半年払掛け金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取総額	年金原資 貯蓄額	受取期間	受取額(年2回)	受取総額	年金原資 貯蓄額	男性	女性	男性	女性
										年	約 万円	約 万円	万円
15~35	S.62.7.2 ~H.20.7.1	18	9.6	2,077	1,930	18	19.2	693	644	1,702	1,181	3,143	2,119
36~40	S.57.7.2 ~S.62.7.1	18	9.6	2,077	1,930	18	19.2	693	644	2,107	1,837	3,941	3,407
41~45	S.52.7.2 ~S.57.7.1	15	9.6	1,741	1,642	15	19.3	581	548	2,382	1,857	4,477	3,447
46~50	S.47.7.2 ~S.52.7.1	10	9.7	1,174	1,135	10	19.6	392	379	2,381	1,848	4,480	3,434
51~55	S.42.7.2 ~S.47.7.1	7	9.8	828	812	7	19.7	276	271	2,577	1,846	4,859	3,425
56~60	S.37.7.2 ~S.42.7.1	5	9.9	594	589	5	19.8	198	197	2,821	1,773	5,352	3,290
61~65	S.32.7.2 ~S.37.7.1	5	9.9	594	589	5	19.8	198	197	4,341	2,362	8,341	4,448
66~69	S.28.7.2 ~S.32.7.1	5	9.9	594	589	5	19.8	198	197	6,379	3,145	12,348	5,989

T1コース(本人) 月払いのみはTコースとなります。

年齢	生年月日	月額給付内容				ボーナス給付内容				月払掛け金(概算)		半年払掛け金(概算)	
		受取期間	受取月額	受取									

特定疾病サポート制度について

オプション制度

※特定疾病サポート制度への加入には、グループ保険または遺族附加年金事業への加入が必要です。

制度の特徴

令和3年
1月更新時
改定

Point 1

**健康診断結果によって^(※1)
最大1カ月分の保険料を
キャッシュバック！^(※2)**

- (※1) 健康診断結果データの提出に同意していただいた方に限ります。
- (※2) 健康診断結果に応じた「ランク」でキャッシュバックの対象となるのは本人のみです。配偶者は対象外です。
- キャッシュバックがないランクもあります。
- (※3) 特定疾病 … 悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中
- (※4) 7大疾病 … 悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変

Point 2

**特定疾病^(※3)の治療費として
保険金をお支払い！**

Point 3

**特約を付加した場合、
7大疾病^(※4)および悪性新生物
(がん)・上皮内新生物の治療
費として保険金をお支払い！**

保障内容等

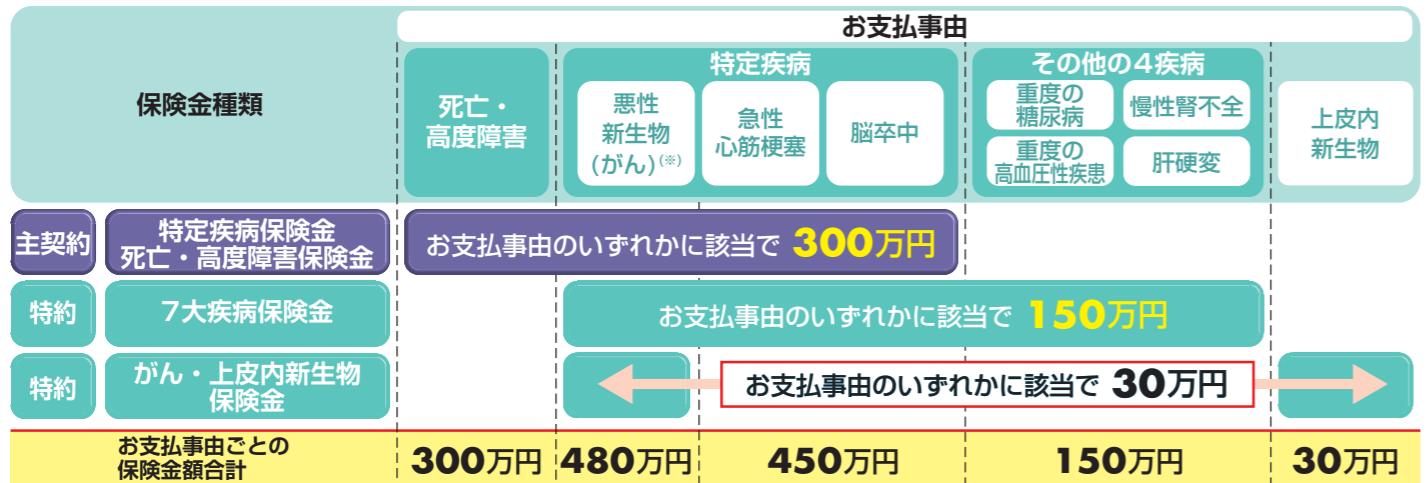
[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額			
		100万円	200万円	300万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき	100 万円	200 万円	300 万円	500 万円
	特定疾病保険金 ^(※2) 死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡・高度障害保険金 ^(※2)				
7大疾病 保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき 7大疾病保険金 ^(※3)	50 万円	100 万円	150 万円	250 万円
がん・ 上皮内新生物 特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき がん・上皮内新生物保険金 ^(※3)	10 万円	20 万円	30 万円	50 万円

- (※1) 「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

リビング・ニーズ特約 余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額300万円の場合>



- (※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保険特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保険特約およびがん・上皮内新生物保険特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。
- この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保険特約も消滅します。

健康情報活用型

県職員生協は組合員の健康増進に取り組むことで『健康かごしま21』を応援しています。



月払掛金

■月払掛金<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額 100万円、200万円、300万円、500万円>

(単位：円)

年齢	男性			本人・配偶者			女性			本人・配偶者			
	100万円コース			200万円コース			300万円コース			500万円コース			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	
16～20歳	158	65	13	236	316	130	26	472	474	195	39	708	790
21～25歳	209	70	13	292	418	140	26	584	627	210	39	876	1,045
26～30歳	214	80	14	308	428	160	28	616	642	240	42	924	1,070
31～35歳	263	105	16	384	526	210	32	768	789	315	48	1,152	1,315
36～40歳	354	135	20	509	708	270	40	1,018	1,062	405	60	1,527	1,770
41～45歳	488	195	30	713	976	390	60	1,426	1,464	585	90	2,139	2,440
46～50歳	811	340	47	1,198	1,622	680	94	2,396	2,433	1,020	141	3,594	4,055
51～55歳	1,342	540	72	1,954	2,684	1,080	144	3,908	4,026	1,620	216	5,862	6,710
56～60歳	2,098	920	124	3,142	4,196	1,840	248	6,284	6,294	2,760	372	9,426	10,490
61～65歳	3,267	1,465	227	4,959	6,534	2,930	454	9,918	9,801	4,395	681	14,877	16,335
66～69歳	4,834	2,115	348	7,297	9,668	4,230	696	14,594	14,502	6,345	1,044	21,891	24,170

年齢	男性			本人・配偶者			女性			本人・配偶者			
	100万円コース			200万円コース			300万円コース			500万円コース			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内新生物 保障特約	合計 掛金	
16～20歳	133	65	15	213	266	130	30	426	399	195	45	639	665
21～25歳	158	75	25	258	316	150	50	516	474	225	75	774	790
26～30歳	199	100	32	331	398	200	64	662	597	300	96	993	995
31～35歳	281	145	45	471	562	290	90	942	843	435	135	1,413	1,405
36～40歳	410	220	61	691	820	440	122	1,382	1,230	660	183	2,073	2,050
41～45歳	596	365	80	1,041	1,192	730	160	2,082	1,788	1,095	240	3,123	2,980
46～50歳	750	475	100	1,325	1,500	950	200	2,650	2,250	1,425	300	3,975	3,750
51～55歳	979	605	103	1,687	1,958	1,210	206	3,374	2,937	1,815	309	5,061	4,895</

医療サポート制度について

オプション制度

※医療サポート制度への加入には、グループ保険または遺族附加年金事業への加入が必要です。

制度の特徴

Point 1

病気やケガで継続して
2日以上入院した場合、
入院給付金を1日目から
お支払い！

Point 2

1年ごとに収支計算を行い、
剩余金が生じた場合には
配当金を還付！

Point 3

手術給付金は
何回でもお支払い！

Point 4

新型コロナウイルス感染症
による入院・療養等にも
対応！

保障額

【加入対象区分】本人・配偶者・こども

10,000円コース

5,000円コース

3,000円コース

入院 (入院給付金)	病気やケガで 継続して2日以上の 入院のとき	日額 10,000 円	日額 5,000 円	日額 3,000 円
手術 (手術給付金)	病気やケガの 治療のため所定の 手術を受けたとき	手術1回につき 手術内容に応じて 5万円 10万円 20万円 40万円	手術1回につき 手術内容に応じて 2.5万円 5万円 10万円 20万円	手術1回につき 手術内容に応じて 1.5万円 3万円 6万円 12万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通常して700日を限度とします。

※手術給付金のお支払限度はありません。

月払掛金(概算)

年齢	本人・配偶者		
	10,000円コース	5,000円コース	3,000円コース
16~20歳	2,800円	1,400円	840円
21~25歳	3,500円	1,750円	1,050円
26~30歳	3,980円	1,990円	1,194円
31~35歳	4,210円	2,105円	1,263円
36~40歳	4,340円	2,170円	1,302円
41~45歳	4,800円	2,400円	1,440円
46~50歳	5,660円	2,830円	1,698円
51~55歳	7,180円	3,590円	2,154円
56~60歳	9,300円	4,650円	2,790円
61~65歳	12,590円	6,295円	3,777円
66~69歳	17,490円	8,745円	5,247円

こども 0~22歳	
5,000円コース	3,000円コース
一律 1,355円	一律 813円

※上記は加入者が300名以上499名以下の場合の掛金です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記掛け金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛け金を適用させていただきます。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和5年1月1日現在満39歳6カ月を超える40歳6カ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、掛け金は前年度と変わります。

※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※配偶者、こどもの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※本人が脱退した場合には、配偶者、こどもは同時に脱退となります。

※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

※本人について、通常支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者、こどもについても同時に脱退となります。

※グループの保険、遺族附加年金事業、医療サポート制度は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。また、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。特定疾病サポート制度、健康づくりサポート、所得サポート制度、賠償サポート制度には配当金はありません。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

※対象となる手術、給付倍率等はパンフレットをご参照ください。

※パンフレットは、P.18に記載の方法で「みんなのMYポータル」上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受保険会社までお問い合わせください。

所得サポート制度について

オプション制度

※所得サポート制度への加入には、グループ保険または遺族附加年金事業への加入が必要です。

制度の特徴

Point 1

病気やケガにより免責期間
90日を超えて就業障害が
継続した場合、保険金を
お支払い！

Point 2

就業障害が継続する限り、
最長3年間(所定の精神障害
の場合は24カ月が限度)を
限度に保険金をお支払い！

Point 3

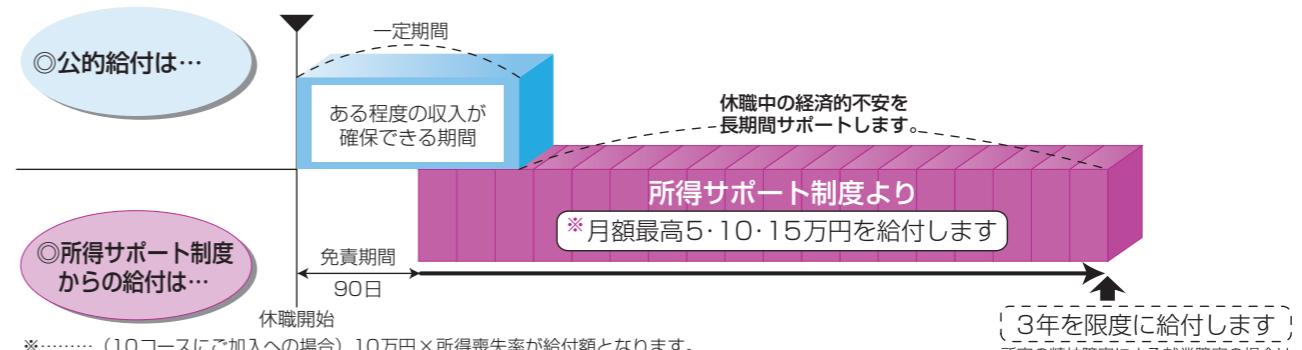
入院だけでなく、
医師の指示による
自宅療養も保険金を
お支払い！

Point 4

新型コロナウイルス感染症
による就業不能状態にも
対応！

補償内容

あなたがもし病気やケガで90日を超えて長期休職となった場合



※………(10コースにご加入への場合) 10万円×所得喪失率が給付額となります。

所得喪失率とは $1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ をいいます。
(なお、所得喪失率が20%を超えた場合は、給付の対象となります。)

月払掛金

保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

※年齢区分が変わると掛け金が変わります。

年齢 (満年齢)	免責期間	補償対象 期間	5コース		10コース		15コース	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
15歳~24歳	90日	3年	172円	99円	344円	197円	516円	296円
25歳~29歳			178円	123円	356円	246円	534円	369円
30歳~34歳			194円	170円	388円	340円	582円	510円
35歳~39歳			247円	263円	494円	527円	740円	790円
40歳~44歳			370円	443円	740円	885円	1,110円	1,328円
45歳~49歳			578円	702円	1,157円	1,405円	1,735円	2,107円
50歳~54歳			942円	1,080円	1,884円	2,161円	2,826円	3,241円
55歳~59歳			1,601円	1,673円	3,202円	3,346円	4,802円	5,019円
60歳~64歳			2,891円	2,690円	5,781円	5,379円	8,672円	8,069円

※掛け金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わると掛け金は前年度と変わります。

※年齢は令和5年1月1日現在の満年齢です。

※各コースよりいずれかを選択してください。

※所定の精神障害による就業障害の場合、補償対象期間は24カ月が限度となります。

※記載の掛け金は、概算掛け金です。適用となる掛け金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間中のコース変更(増額・減額等) ●保険期間の変更 ●掛け金の払込方法の変更

など



制度の特徴

Point 1

業務遂行に起因してなされた
「住民訴訟」・「民事訴訟」により
職員個人が負担する争訟費用、
敗訴した場合に職員個人が負担する
損害賠償金をお支払い！

Point 2

日常生活における
賠償事故のリスクに
ついても補償！

Point 3

個人賠償責任は
本人の加入で配偶者・子ども等も
補償の対象！

～賠償サポート制度の概要～

賠償サポート制度とは、業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、組合員のみなさまが負担される争訟費用と法律上の損害賠償金（不当利得返還金を除きます）について保険金をお支払いする制度になります。また、日常生活において、個人的に賠償責任を負ってしまった場合も補償する制度になります。

たとえば…

近年、自転車が加害者となる事故が多発しています。近年の賠償額は以下のように高額になっています。

<自転車事故の判例>

- 帰宅する途中、無灯火で走っていて歩行者に気付かず衝突し、相手が死亡した。→ 賠償金1,169万円
- 街灯のない道を走っていて、歩行者に気付かず衝突し、相手が死亡。→ 賠償金3,912万円
- 通学途中に走っていて、歩行者に衝突し、脊髄損傷による心身麻痺を負わせる。→ 賠償金6,008万円

出典元：交通事故民事裁判判例集

●鹿児島県では「かごしま自転車条例」にて自転車利用者の自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています。



個人賠償責任部分では、本人の加入により
・配偶者　・本人またはその配偶者の同居の親族
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

まで補償対象となるため、ご家族の事故にも月額670円で1億円までの賠償額に対応することが可能となります。

また、人身事故だけではなく、お子さまの運転する自転車が自動車に追突し傷をつけてしまった際にも修理代をお支払いしております。

自転車で通行人にケガをさせた。（※仕事上の事故を除く。）

補償額と掛金

補償項目	Sコース	月払掛金 月払(分割払12回)、団体割引10%(予定)
	保険金額	
個人賠償責任	賠償責任保険金 1億円	
公務員賠償責任	争訟費用保険金 500万円	
	損害賠償金保険金 5,000万円	
傷 害	死亡保険金 50万円	
	後遺障害保険金 (程度により) 2~50万円	670円

(注)個人賠償責任部分は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者　・本人またはその配偶者の同居の親族　・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛け金は変動する可能性があります。

*本制度のご契約者は団体であり、ご加入のみなさまは被保険者(保険の対象となる方)となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】 ●保険期間の変更 ●掛け金の払込方法の変更 など

*補償内容の詳細は、パンフレット44ページをご参照願います。

*パンフレットは、P.18に記載の方法で「みんなのMYポータル」上で閲覧してください。冊子での閲覧を希望する場合は県職員生協または引受保険会社までお問い合わせください。

各制度の退職後のお取扱いについて

変更点

グループ保険、遺族附加年金事業が団体扱いで
69歳→75歳まで継続加入できるよう
なりました!!

退職後制度の概要

現職中制度	団体扱
グループ保険 遺族附加年金事業	変更!! 現職中と同じ内容で 75歳まで継続可能
特定疾病サポート制度	現職中と同じ内容で 69歳まで継続可能
医療サポート制度	現職中と同じ内容で 69歳まで継続可能
所得サポート制度	在職中のみの取扱
賠償サポート制度	在職中のみの取扱
健康づくりサポート	在職中のみの取扱



退職時にご加入されれば、
退職後も最長75歳もしくは69歳まで
継続することができます。

個人扱	
制度名称	保障内容
リレー定期	死亡・高度障害
退職後特定疾病 サポート制度	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、所定の手術を受けられたとき。または、死亡・所定の高度障害のとき
退職後医療 サポート制度	病気やケガで継続して2日以上の入院のとき、病気やケガの治療のため所定の手術を受けたとき等
—	—
—	—
—	—

※ 退職後の制度内容等の詳細については、別途送付しますパンフレットをご参照ください。

※「リレー定期」へは「グループ保険」または「遺族附加年金事業」に退職日直前までに継続して2年以上ご加入されている場合、無診査・健康告知なしでご加入いただけます。

※記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後制度加入スケジュール

3月末退職の場合(それ以外のご退職の場合は県職員生協までご連絡ください。)

2月中旬

退職後制度資料の送付

定年退職の方に退職後制度の案内を送付いたします。

早期退職予定の方は県職員生協まで資料をご請求ください。

お知らせ!



もう登録はお済みですか？

グループ保険＆遺族附加年金事業の
インターネットサービス「みんなのMYポータル」が
オープンしました！

(画面はイメージです)

お手元のパソコン・スマートフォンからいつでもチェック！



共通ID
a0000186
共通パスワード
ecpr8962



https://be4.meijiyasuda.co.jp/

制度の趣旨、仕組み、パンフレット、チラシ等を
ご覧いただけます。

ご加入者専用メニューも充実！

ご加入者さま専用メニューとなり、ご加入内容の照会や個人あて通知物をご確認いただけます。

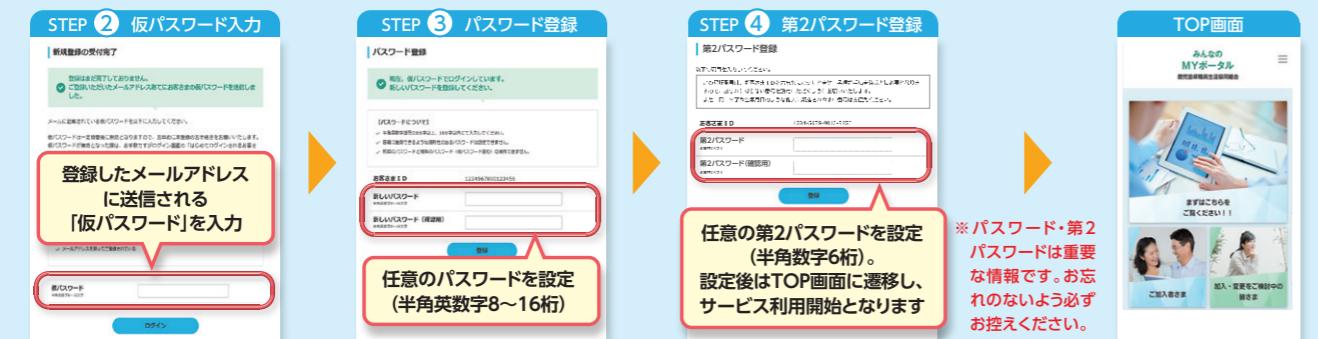
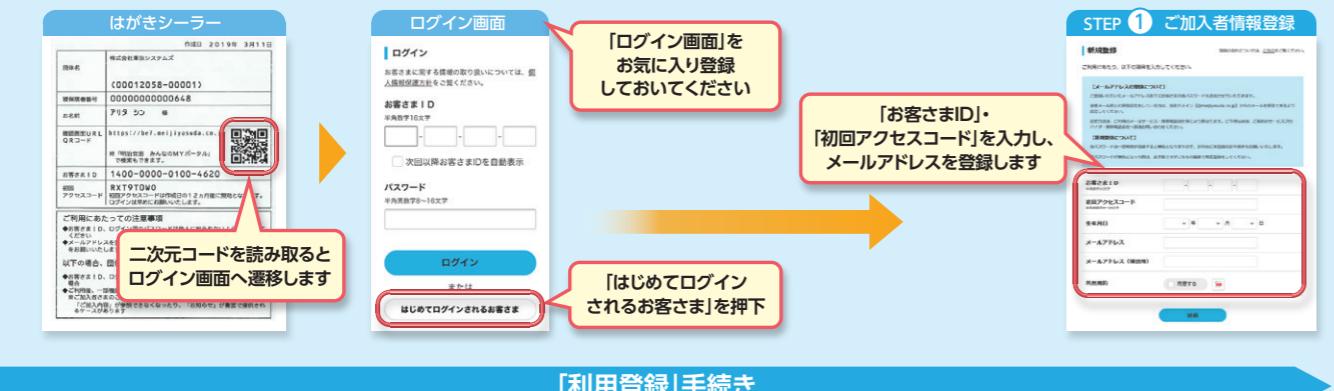


- ① ご加入内容照会 ▶ ご契約内容・保障内容を確認できます
- ② 各種お知らせ ▶ Web上でご加入内容のお知らせ、配当金のお知らせを確認できます
- ③ 各種お手続き ▶ 氏名変更等を行なうことができます
- ④ 登録情報変更 ▶ 登録したメールアドレス・パスワード・第2パスワードの変更等を行なうことができます

- 「みんなのMYポータル」を利用するためには、「利用登録」手続きが必須です
- ご加入者さまにはお手続きに必要な「お客さまID」を記載したはがきシーラーをお配りします

利用登録方法

ログイン手順



今後は、各種お知らせ（ご加入内容のお知らせ・配当金のお知らせ等）について「みんなのMYポータル」にてご確認いただけます。

お知らせ！

グループ保険＆遺族附加年金事業の
インターネットサービス「みんなのMYポータル」が
アプリ化されました！

(画面はイメージです)

1. アプリのインストール



iOSの場合



App Store

からダウンロード



Androidの場合



Google Play

で手に入れよう

みんなのMYポータル

アピリストアより「みんなのMYポータル」を検索し、配布元が
「明治安田生命」であることを確認しインストールしてください

こちらの二次元コードからもインストールできます

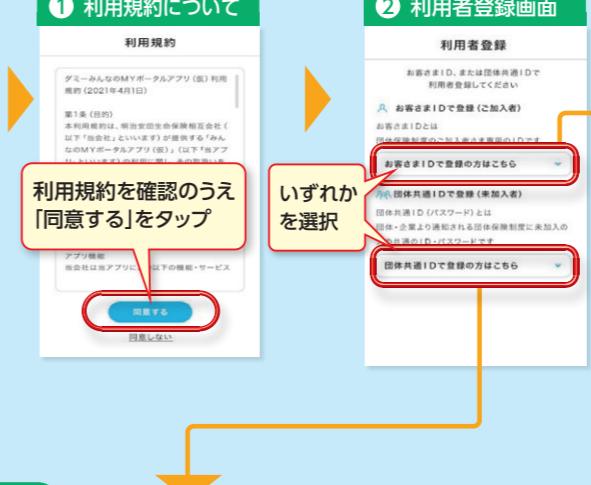


iOSの場合
Androidの場合



2. アプリの起動と初回登録

みんなの
MY
ポータル



ダウンロード後、みんなのMYポータル「アプリ」のアイコンを
タップし初回利用者登録をしてください



新規登録・操作方法で
お困りの方は

0120-565-609

平日9:00～18:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)

※音声ガイダンスで案内される番号は「02」を選択してください

※アプリ機能のお問い合わせについては団体窓口または、アプリ内の利用ガイド内「お問い合わせ」に記載の
「照会窓口」に連絡してください

明治安田生命